

○金融庁告示第 号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令（平成二十一年政令第

号）第九条第一項の規定に基づき、金融庁長官が指定するものを定める件（平成二十一年金融庁告示第

号）を次のように定める。

平成 年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令第九条第一項の規定に

基づき金融庁長官が指定するものを定める件

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令（平成二十一年政令第

号）第九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関は、次に掲げる金融機関とし、平成

年 月 日から適用する。

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱東京UFJ銀行

株式会社みずほコーポレート銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社りそな銀行

株式会社新生銀行

シティバンク銀行株式会社

株式会社SBJ銀行

株式会社ゆうちょ銀行

株式会社セブン銀行

株式会社ジャパンネット銀行

ソニー銀行株式会社

イーバンク銀行株式会社

株式会社新銀行東京

日本振興銀行株式会社

住信SBIネット銀行株式会社

株式会社イオン銀行

株式会社じぶん銀行

中央三井信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社

住友信託銀行株式会社

エス・ジー・信託銀行株式会社

ステート・ストリート信託銀行株式会社

ニューヨークメロン信託銀行株式会社

あおぞら信託銀行株式会社

オリックス信託銀行株式会社

株式会社しんきん信託銀行

中央三井アセット信託銀行株式会社

資産管理サービス信託銀行株式会社

新生信託銀行株式会社

日興シティ信託銀行株式会社

日証金信託銀行株式会社

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

農中信託銀行株式会社

野村信託銀行株式会社

株式会社整理回収機構

株式会社あおぞら銀行

株式会社第二日本承継銀行

信金中央金庫

全国信用協同組合連合会

労働金庫連合会

農林中央金庫